

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和3年5月10日

新宮町新型コロナウイルス感染症対策本部

4月中旬以降の感染拡大を受け、県ではまん延防止等重点措置に準じる措置をとってきましたが、新規陽性者数が高い水準で推移し、病床の使用率の上昇の懸念もある中、政府対策本部は、福岡県も緊急事態措置を実施すべき区域としました。

これを受け、県では緊急事態措置を決定し、これを徹底することで感染の封じ込めを図ることとしています。本町においても、感染の封じ込めを徹底するため県の措置に準じ、以下のとおり対応方針を変更します。

1. 実施期間

5月12日（水曜日）から5月31日（月曜日）まで

2. 本町における具体的対応策

(1) 県民・事業者への要請事項及び町の感染防止対策の周知徹底

- ・新型コロナウイルス対策の最新情報を町ホームページやその他の機会を利用して発信する。

(2) 小中学校、幼稚園について

- ・授業・学校行事・部活動等における感染リスクの高い活動はせず、その他の教育活動については、感染防止対策及び児童・生徒等への注意喚起を徹底する。
- ・保護者が参加する行事等は中止又は延期する。なお、運動会及び体育会は、延期する。
- ・校（園）外活動は中止又は延期する。
- ・PTA等の会議は中止又は延期する。
- ・中学校の部活動は活動時間の短縮等を行い、対外試合等、他校との交流がある活動は原則禁止とする。
- ・上記以外の内容は、新宮町教育委員会が定めた「学校における感染症対策ガイドライン～学校の「新しい生活様式」の徹底に向けて～Ver. 4」（令和3年4月22日付）に基づき実施する。

(3) 公共施設の利用について

- ・そぴあしんぐう、研修所、シーオーレ新宮、福祉センター、アクア新宮地域交流室の貸し館、及び学校施設内の体育館、グラウンド及び全ての社会体育施設の貸し出しについては、利用を停止する（町事業で必要な場合は除く。）
- ・図書館、歴史資料館は閉館する。ただし、図書館は、5月11日までに予約した本の受渡し（5月18日まで）と返却業務は実施する。
- ・町営渡船は以下の感染防止対策を実施し運行する。
 - ア) 乗船前検温（個別検温を止め、新宮待合所に設置した無人検温器で実施）
 - イ) マスク着用等感染防止対策のための注意喚起ポスターは引き続き掲示
 - ウ) 乗船定員を5割程度に抑制（臨時便は出さない）
- ・コミュニティバスは以下の感染防止対策を実施し通常運行する。
 - ア) バス内での常時換気
 - イ) 事業部内での感染防止対策の徹底
- ・相島島の駅の観光案内所・丸山食堂は閉鎖する。
- ・ひとまるの里は以下のとおり感染防止対策を実施し営業する。
 - ア) 入口での手指消毒徹底
 - イ) マスク着用
 - ウ) 入場制限等の実施
- ・沖田中央公園、人丸公園、今池公園の大型遊具は使用禁止とする。

(4) ゴミの収集等について

- ・分別収集は、感染防止対策を徹底し通常どおり実施する。
- ・公設分別ステーション（福岡衛生工業内に開設）は通常どおり開設する。

(5) イベント等の開催制限

- ・町が主催するイベントは原則中止又は延期とする。
- ・文化振興財団などその他の団体が実施する有料イベント及びその他の事業は原則中止又は延期を要請する。

(6) 各種相談窓口、健康診査について

- ・各種相談、保健指導、乳幼児健診等は感染防止対策を徹底して実施する。
- ・地域子育て支援センターは、相談業務のみ実施する。

(7) 経済対策について

- ・減収の影響が出る世帯への税・公共料金の支払い猶予などについては、これ

までどおり実施するものとし、新たな施策が国から示され次第迅速に対応する。

(8) 新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮

- ・不確かな情報に基づく不当な扱いや不利益を与える、嫌がらせ、いじめ、SNS等による人権侵害の発生を防ぐため、町広報誌やホームページ等で人権に関する啓発を実施する。

(9) 役場機能の維持

- ・業務継続のための方針に基づき実施する。
- ・職員の感染防止対策を徹底する。

(10) 各行政区への要請

- ・公民館等の利用は、緊急事態宣言の解除まで自粛の要請をする。ただし、行政区が開催することが必要と判断した場合は、感染対策の徹底をお願いする。
- ・行政区で管理されている公園や広場などで、複数人で集まっての競技（ゲートボール、グランドゴルフ、テニス等）について、緊急事態宣言の解除までは、利用自粛の要請をする。